

平成 17 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役社長 鈴木 清 幸
(コード番号：3773 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 安 斉 哲 夫
(TEL. 03-5958-1031)

新株式発行並びに株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)
に関する取締役会決議のお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 15,000 株
- (2) 発行価額 未定
- (3) 発行価格 未定(ただし、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 17 年 6 月 15 日に決定する。)
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、新光証券株式会社、ウツミ屋証券株式会社及び楽天証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止するものとする。
- (5) 申込株数単位 1 株
- (6) 申込期間 平成 17 年 6 月 17 日(金曜日)から
平成 17 年 6 月 22 日(水曜日)まで
- (7) 払込期日 平成 17 年 6 月 26 日(日曜日)
- (8) 配当起算日 平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)の件

- (1) 売 出 人 及 び 売 出 株 数
- | | |
|------|--------------------|
| 売出人 | 野村証券株式会社 |
| 売出株数 | 当社普通株式 上限2,250株(注) |
- (注)「1.公募新株式発行の件」記載の15,000株の募集(一般募集)にあたり、その需要状況を勘案した上で行われる、野村証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の、野村証券株式会社による売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)であります。
- (2) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一になる。)
- (3) 売 出 し の 方 法 野村証券株式会社による売出しとする。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、本売出しも中止とする。
- (4) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 平成17年6月27日(月曜日)
- (7) 売出価格、その他株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。

なお、これに関連して、野村証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出し株式数と同一の株式数の、下記3.記載の第三者割当増資を決議いたしております。

3. 第三者割当増資の件

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 2,250株
- (2) 発 行 価 額 未定(上記1.における発行価額と同一になる。)
- (3) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一になる。)
- (4) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が発行価額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止する。
- (5) 申 込 株 数 単 位 1株
- (6) 申 込 期 日 平成17年7月26日(火曜日)
- (7) 払 込 期 日 平成17年7月26日(火曜日)
- (8) 配 当 起 算 日 平成17年4月1日(金曜日)
- (9) 前述払込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記2.記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本件第三者割当増資も中止される。

ご注意:この文章は当社の公募新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集・売出し（オーバーアロットメントによる売出し）の概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数 普通株式 15,000 株

売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントが行われる場合上限 2,250 株

(2) 需要の申告期間 平成 17 年 6 月 8 日（水曜日）から

平成 17 年 6 月 14 日（火曜日）まで

(3) 価格決定日 平成 17 年 6 月 15 日（水曜日）

（発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価額で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 募集・売出期間 平成 17 年 6 月 17 日（金曜日）から

平成 17 年 6 月 22 日（水曜日）まで

(5) 払込期日 平成 17 年 6 月 26 日（日曜日）

(6) 配当起算日 平成 17 年 4 月 1 日（金曜日）

(7) 株券受渡期日 平成 17 年 6 月 27 日（月曜日）

() 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集に伴い、その需要状況を勘案し、募集とは別に 2,250 株を上限としてなされる野村證券株式会社が当社株主である鈴木清幸より借入れる当社普通株式の野村證券株式会社による売出しであります。従って、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 17 年 7 月 26 日とする当社普通株式 2,250 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成 17 年 6 月 27 日から平成 17 年 7 月 19 日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主である鈴木清幸から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資に係る割当においては、係るシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

| | |
|-----------------|---------------|
| 現在の発行済株式総数 | 89,500 株 |
| 今回の増加株式数 | 15,000 株 |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 2,250 株（最大） |
| 増加後の発行済株式総数 | 106,750 株（最大） |

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行及び株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 公募増資資金の用途

今回の公募増資による手取概算額1,906,000千円(＊)については、主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に1,316,000千円を充当する計画であります。

上記以外では、設備投資資金290,000千円、投融資資金(サービス事業に関連する事業出資等)300,000千円に充当する方針ですが、具体的な投融資先や資金需要が発生するまでは、安定性の高い金融商品で運用する予定であります。

また、第三者割当増資による手取概算額上限289,000千円(＊)についても、全額を主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に充当する予定であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格(140,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は設立以来、積極的な研究開発活動への投資を行っており、配当を実施しておりませんでした。今後につきましては、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけ、利益還元の実現を目指してまいります。

(2) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現時点では欠損金があるため配当を実施することは出来ませんが、当社の事業展開が計画通りに進展し、将来において当社が利益を継続して計上し、欠損金の解消についても順調に推移していった場合には、財務状況や継続的な事業成長を推進する研究開発活動のための内部留保とのバランスを勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針です。

(3) 過去の3決算期間の配当状況

| | 平成14年3月期 | 平成15年3月期 | 平成16年3月期 |
|--------------------------|------------|-----------|----------|
| 1株当たり当期純利益 | 26,382.53円 | 8,342.40円 | 281.95円 |
| 1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 実績配当性向 | - | - | - |
| 株主資本当期純利益率 | - | - | 1.62% |
| 株主資本配当率 | - | - | - |

(注) 1. 平成14年3月期及び平成15年3月期の1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案した上で決定する方針であります。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行及び株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。